

日南町意欲ある農業者支援事業(Q&A)

日南町では、農家の皆さんのより一層の生産意欲を高め、所得の向上と地域農業の振興を図るために、農機具等の導入を予定されている農家の方へ購入費用の一部を助成します。

※この事業は、日南町意欲ある農業者支援条例による助成事業です。

【助成制度の対象】

○助成対象者

1. 町内に住所を有し、居住し、販売を目的に農業を営む個人
2. 町税などを納付している方
3. 営農計画を提出し、認定された方

※営農計画は、次のいずれかを提出してください。

- ・米以外の販売額が年間50万円を超える農業計画
- ・耕作面積が1haを超える営農計画

○対象機具等

1. 農業生産、農産加工に必要な機械、ビニールハウスなどの農業用施設
2. 購入価格が20万円を超えるもの（消費税及び地方消費税を除く）
3. 用途が異なる農機具等の場合は2種類まで
4. 原則として新品（中古の場合は条件付きで可）

○助成金の額

1. 購入事業費の1/3（上限50万円）
2. 1世帯に対し1回限り
※ただし、3年の営農計画を達成した方は、もう1度補助が受けられます。

助成対象者

【Q1】「町内に住所を有し、居住し、販売を目的に農業を営む個人」とは？

- ・日南町に住民登録があり、普段から町内に居住している方が対象です。
（同意を得て、住民票で確認します）
- ・普段は町外に住み、通作している方は助成の対象外となります。

【Q2】販売額はどのように確認するのですか？

- ・販売実績は、JAその他販売先の販売伝票で確認します。

【Q3】 対象はどんな農家ですか？

- ・対象は個人です。同一世帯に対し1回の助成です。
- ・法人や任意組織、共同取得は不可です。
- ・「がんばる農家プラン」など、他の補助事業に取り組む者を除きます。

【Q4】 「町税などを納付している方」とは？

- ・各種税金、水道料などの使用料、介護保険料、病院の診察費などを期限以内に納めていただいている方。（申請時に、同意を得て審査します）

営農計画

【Q5】 営農計画を提出し、認定された方」とは？

- ・3年後を目標にした耕作計画と販売目標を設定
- ・提出していただいた営農計画が審査により認定された方です。営農計画は、毎年6月30日までに提出してください。ただし、当該年度の予算執行状況をみて、再度申請を受け付けることがありますので、お早めにご相談ください。

【Q6】 導入したい機械等は決まっていなといけませんか？

- ・導入予定の農機具等の機種、利用計画が必要です。

【Q7】 営農計画には何を記載するのですか？

- ・目標を達成するための具体的な取り組みを記載します。

【Q8】 現状の生産物でも可能ですか？

- ・可能です。3年後の目標とする生産計画、販売計画を記載します。

【Q9】 収入の目標だけでいいですか？

- ・1haを超える耕作の場合は、必要に応じ、経営費を記載してください。又は青色申告書等を持参してください。

【Q10】 「米以外の作物の販売額が年間50万円を超える営農計画」とは？

- ・米以外とは、野菜、山菜、きのこ、畜産物、農産加工品などの農畜産物をいいます。
- ・例えば、すでに50万円を超える販売額がある場合も営農計画を提出し認定を受けてください。現状で50万円に満たない場合でも、3年後の目標が50万円を超え、その営農計画が達成可能と認定された場合は、申請できます。

【Q11】 耕作面積が1haを超える営農計画」とは？

- ・生産販売している農作物は何でも問いません。日南町農業委員会が発行する耕作証明書で判断します。現状では1haに満たなくても、貸し借りや売

買等で増える見込みがあり、達成可能な営農計画と認定された場合は申請できます。

- ・1 ha を超える営農計画の場合、機械施設等の耐用年数（例：3年から7年）は、1 ha の耕作面積を下回ってはいけません。

【Q12】 農機具等の導入はいつすればいいですか？

- ・農機具等の導入は申請年度中に完了しなければなりません。

対象となる農機具等

【Q13】 どんな農機具が対象となりますか？

- ・作物の生産、加工に必要な機械、ビニールハウスなどの施設が対象です。
- ・生産資材（肥料、農薬、マルチなど）、小農具（鎌、鍬など）は対象になりません。
- ・軽バン、2トトラックなどの汎用性のある車両も対象外です。

【Q14】 特殊な機械で、使用頻度は低いけど必要な場合は？

- ・使用頻度の低い機械や、生産計画に比べて規模の過大な機械は対象としません。
- ・営農計画の達成に必要なかどうかの判断は、審査会の認定によります。

【Q15】 「購入価格が20万円を超えるもの」とは？

- ・「購入価格」とは税抜価格を指します。
- ・機械施設等で安価で取得可能なものは対象外としています。

【Q16】 草刈り機は対象となりますか？

- ・草刈り機も対象としますが、導入価格が20万円を超える場合です

【Q17】 用途が異なる農機具等の場合は2種類まで」とは？

- ・機械等の価格が1種類では10万円以下でも他の機械を同時に取得する場合は。
（例）10万円以下の管理機、草刈り機の総額が20万円を超える場合、助成の対象になります。

【Q18】 「原則として新品」とは？

- ・新品でも更新の場合に、下取りが発生することがありますが、下取り価格は、購入価格から控除します。

【Q19】 中古の場合の条件は何ですか？

- ・補助事業は新品が原則ですが、次の場合は中古でも可とします。
※同種同等の新品の見積書と、残存耐用年数のわかる書類を提出し、販売事業者を介して購入する場合。

助成金の額

【Q20】 購入事業費の1/3を限度」とは？

- ・補助金は、実際の購入価格に対し、補助率 1/3 を乗じた金額を限度とします。なお、その金額の千円未満は切り捨てとします。

【Q21】 160万円の機械等の場合はどうなりますか？

- ・補助率を乗じた金額が 50 万円を超える場合は 50 万円を上限とします。
(例) 160 万円×1/3=53 万 3 千円→50 万円を交付

【Q22】 申請時点では 20 万を超えた金額で交付決定を受けましたが、実際の事業完了時点では 20 万円以下になりました。この場合に助成金は受けられますか？

- ・事業完了時点で 20 万円を下回った場合は、対象外となります。
- ・他の補助金の適用となっている場合は対象外です。

【Q23】 私は水稲 1ha を超えています。妻は野菜で 50 万以上を目指します。夫婦2人とも助成を受けられますか？

- ・助成金は、同一世帯に対し 1 回交付します。

事業の着手時期

【Q24】 機械等の購入契約は何時すればいいですか？

- ・営農計画の認定を受けた後、助成金の交付申請を行い、交付決定通知を受け取ってからです。通知を受け取る前に購入（契約）した場合は対象外とします。

【Q25】 見積書はどのように準備すればいいですか？

- ・必要に応じ、複数の見積もりを徴するなど適正な事業費を決定してください。

【Q26】 助成を受けて機械を導入し途中でやめた場合、助成金はどうなりますか？

- ・途中で使用をやめた実態を調査し、場合により助成金の返還になることがあります。
- ・助成を受けて導入した農機具等が処分制限期間内に譲渡、貸付など行われた場合は助成金の変換となることがありますのでご注意ください。

※この他にも助成対象となる場合や、事業の案件に適さない場合などがありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 日南町役場 農林課

(電話：0859-82-1114)